



「地方分権改革に関する提案募集」で 長野県が提案した内容が実現します

長野県が令和4年6月に提案した地方分権改革に関する提案募集について、12月20日（火）に閣議決定された「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」において、下記のとおり、提案内容の実現が図られることとなります。

1. 提案事項と結果（詳細は別紙のとおり）

No.	提案事項	結果
1	豪雪地帯安全確保事業計画の廃止	引き続き検討
2	子ども読書活動推進計画の上位計画への統合可能化	実現・対応予定
3	国からの「都道府県経由の照会」に関する照会方法の見直し	実現・対応済
4	都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続の見直し	実現・対応予定
5	補助金支出事務の私人委託を可能とする見直し	引き続き検討
6	廃校等の公共物の用途変更における基準の明確化	実現・対応予定

2. 成果例

No. 4 都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続の見直し

現 行	実現内容
国土調査成果の申請については、 <u>事業所管大臣（農水大臣）</u> を経由して国土交通大臣に認証請求をするため、 <u>認証までに時間がかかる</u>	都道府県等が行う土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請の手続については、 <u>都道府県等から国土交通大臣に対して直接申請することが可能に</u>

⇒ 申請期間の短期化による事業実施の早期化

3. 提案募集方式について

平成26年から始まった、地方から国に対して権限移譲や規制緩和を提案できる制度。詳しくは下記の内閣府ホームページを参照してください。

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

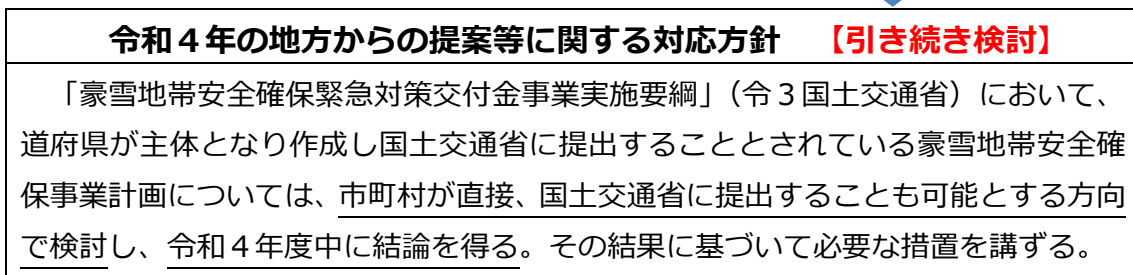
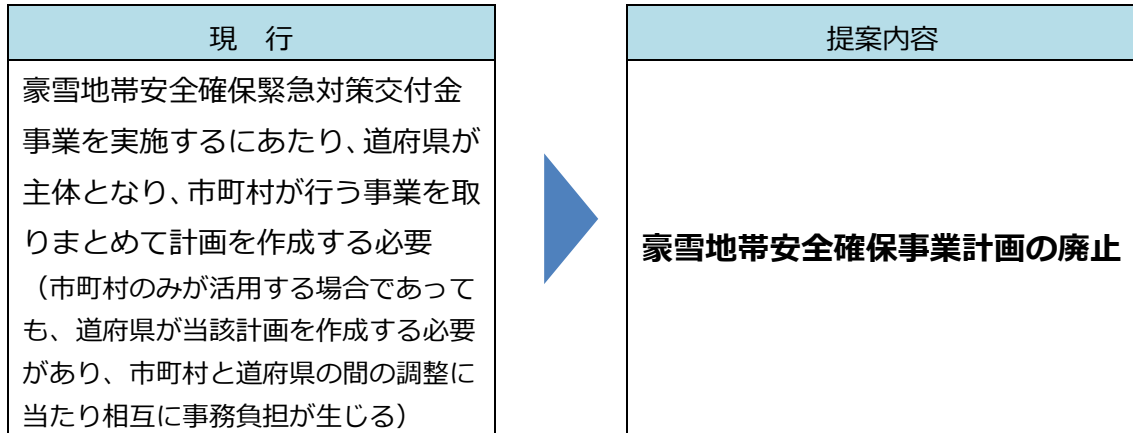
企画振興部総合政策課政策連携・分権推進担当
 （課長）小林 真人 （担当）桜井 駿斗
 電 話：026-235-7018（直通）
 026-232-0111（代表）内線 3724
 F A X：026-235-7471
 E-mail seisaku@pref.nagano.lg.jp

令和4年「地方分権改革に関する提案募集制度」への提案及び 国の対応方針について

【計画策定等】

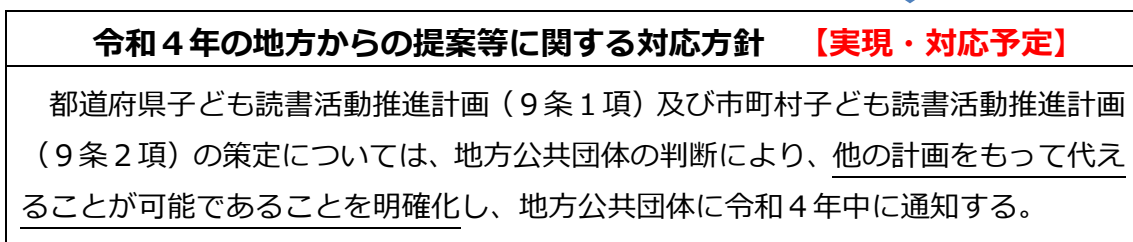
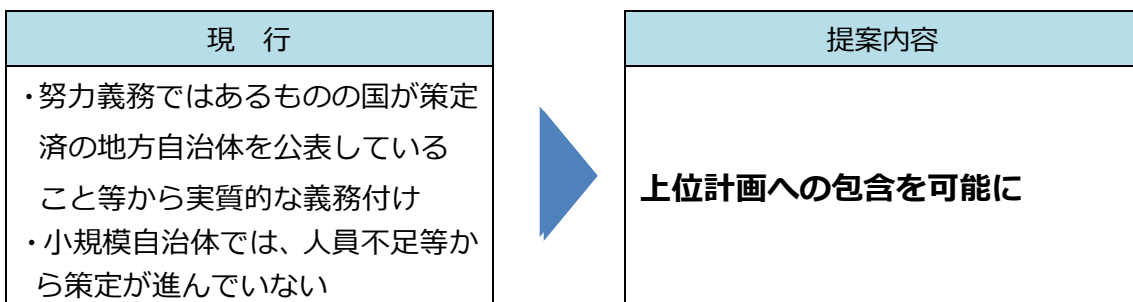
(1) 豪雪地帯安全確保事業計画の廃止

⇒ 事業計画策定に係る道府県及び市町村の事務負担の軽減



(2) 子ども読書活動推進計画の上位計画への統合可能化

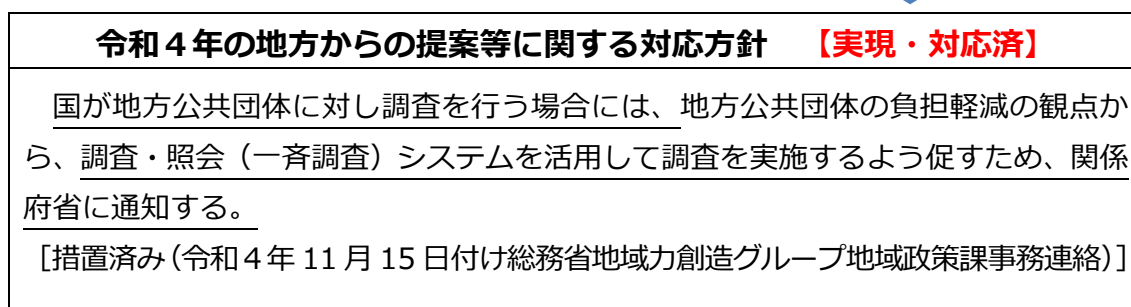
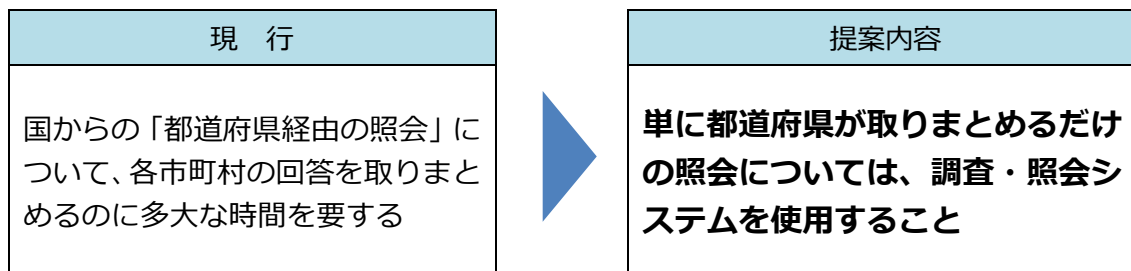
⇒ 地方公共団体の事務負担の軽減及び地域の実情にあった子供の読書活動の推進



【デジタル】

(3) 国からの「都道府県経由の照会」に関する照会方法の見直し

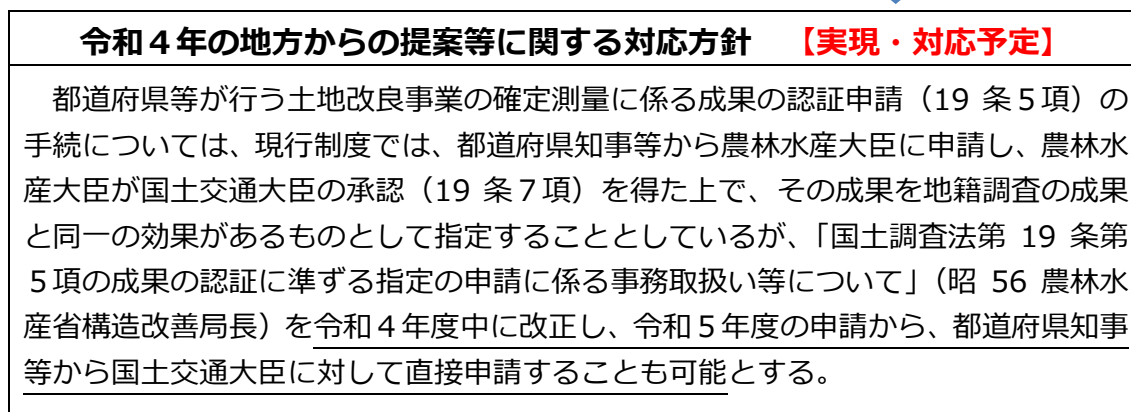
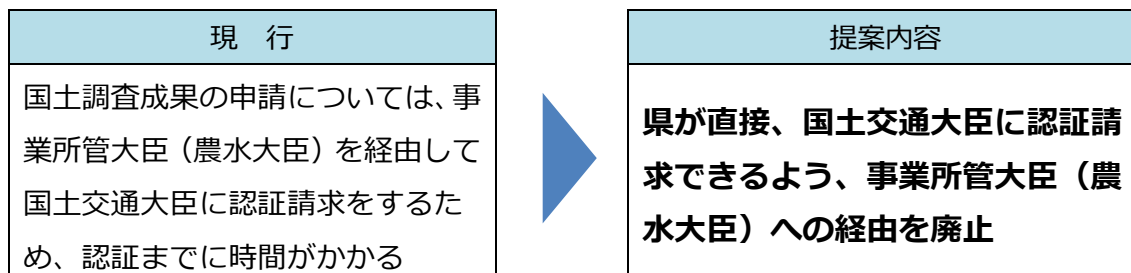
⇒ 都道府県の事務負担の軽減及び業務効率化



【その他】

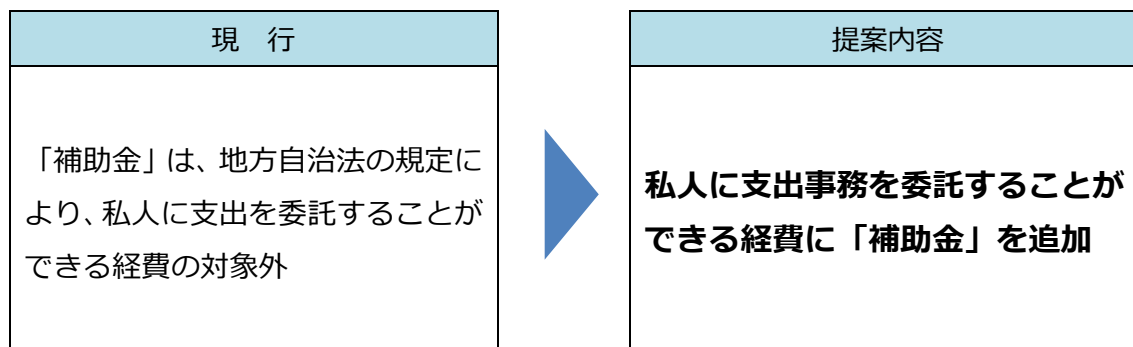
(4) 都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続の見直し

⇒ 申請期間の短期化による事業実施の早期化



(5) 補助金支出事務の私人委託を可能とする見直し

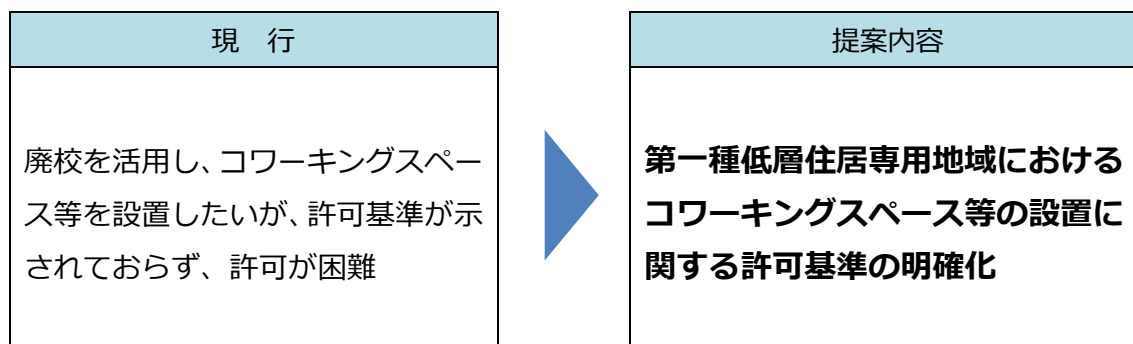
⇒ 都道府県の事務負担の軽減及び迅速かつ効果的な事業者支援



令和4年の地方からの提案等に関する対応方針 【引き続き検討】
私人に支出の事務を委託することができる経費（施行令 165 条の3 第1 項）については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、 <u>地方公共団体から要望があった経費について私人に委託することの可否を検討し、令和5 年度中に結論を得る。</u> その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(6) 廃校等の公共物の用途変更における基準の明確化

⇒ 公共物の利活用の促進及び地域コミュニティの維持



令和4年の地方からの提案等に関する対応方針 【実現・対応予定】
用途地域の制限に適合しない建築物の建築に係る特定行政庁による許可（48 条1 項から 14 項）のうち、第一種低層住居専用地域等に存する廃校に係る用途変更の許可については、 <u>廃校の利活用の促進に資するよう、他の用途に活用するために許可した事例を収集し、地方公共団体に令和4 年度中に通知する。</u>